

「自治基本条例」の周知・浸透方法について、下記の提案をいただきました。

これらのうち、討議会で確認されたものについて、提言へつなげていきたいと考えています。

① 高校生を含む二十歳未満の皆さんへの周知・浸透方法について

条例解説、パンフレットの配布等のご意見

小諸市の本条例が、16歳以上の位置づけにある点からも、中学卒業時に中学3年生全員に本条例と解説文等を卒業記念の一つとして渡す。(高校入学時にはすでに届いていることが大事ではないか)

理由として

高校生になってからの配布の場合、市内高校の生徒がすべて小諸市の住民であることはありえないので、市内の高校生全員に行き渡らない(その時はすでに、市外の高校等に行っている生徒・二十歳未満の皆さんがいる。)

中学卒業時、または高校入学時に住民投票に関する箇所にアンダーラインまたは朱書き・色分けなどで強調した書面を各家庭に配布する。

成人式に選挙権についての解説を配ると同様に、中学卒業あるいは高校入学のとき、16歳の皆さんへのアピールパンフ(リーフ)を配るのは必要か。できれば、高校での生徒会活動などで活用するチャンスを作ってもらいたい。(または地域学習的な活動で)

地域のことや政治的なことに興味を持ってもらうには、そういう機会にめぐり合うよりほかに無いだろう。選挙(国政)も年齢条件が下がることも考えられるから、選挙がある時などに、家庭で話し合う機会を持つよう市民も心がけたい。

市内の高校の新1年生に、適当な時期に本条例と解説文等を配布する。

理由として

市内の高校生は必ずしも小諸市の住民ではないが、小諸市に通って来ていることによって、小諸市との関わりを持つ人になっているので、「市民」の用語の定義に準じて対応すべきと考えます。

市内及び高校に進学しないで、市内で活動している20歳未満の「市民」に対しても同様に配布するべきと考えます。

例題で示された、わかりやすい自治基本条例の解説パンフレットを作成し、配布することは良いことだと思う。

①「わかりやすい」パンフをどう作るかが課題。発達段階(小学生・中学生・高校生・一般)に応じた内容の工夫が必要ではないか。

<p>②配布の方法については、高校生の場合、市外の高校へ通学している人の方が多いのではないか。配布方法を検討する必要がある。</p>
<p>パンフレットを作成し市役所等に置く。 パンフレットを作成したこと、希望者に配布する旨の広報をしたらどうか。 次回の見直し時期に、本当に市民がこの条例に関心があるかなどのデータになると思います。(配布した数/作成数)</p>
<p>市内の高校以外の者(市外高校・大学・社会人等)については、解説パンフレットと一緒に、設問形式のアンケートにより、意識付けることが有効と思います。</p>
<p>中学生の総合学習(社会)などでも分かりやすいパンフレットを作って、少しの時間でも、自分たちの住むまちに興味をもってもらう機会を作ってほしい。</p>
<p>読みやすさ、見やすさを研究して、高校生以下でも理解しやすい工夫をする。</p>

ワークショップの開催や学校の授業に取り入れる等のご意見

<p>一番大切なことは、自治基本条例が市民生活にとって、最も大切な規範である事を理解して貰うことにあります。</p> <p>そのためには、解説パンフレットを単に配布するだけでなく、説明会を学校毎に開き、身近な具体的事例を挙げ、分かり易くすることが必要です。</p> <p>一方的に説明を聞くだけでなく、ワークショップ形式にすれば、更に理解が深まると思います。</p>
<p>高校生に向けて</p> <p>基本的には、今回行っているようなワークショップで良いと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none">なぜ16歳以上を含む取り組みになったのか。 (教育的な意味合いがある。言われたから、指示されたから行動するのではなく、自分自身で決める。→自身と勇気を与え創造力を涵養する。)5章における行使を想定して、シミュレーションを通じ実際の場面、行動を体得する年に一度ワークショップを開く。ファシリテーター(facilitator)世話人を養成(発掘)して、世話人を軸に行政が協働して進行できる体制が望ましい。
<p>中学卒業または高校入学時(全校参加で)、イベントとして住民投票のワークショップを開く。</p>
<p>学校の社会の授業の一環として、市がワークショップを開催する際に参加を要請する。</p>

「自治基本条例」の周知・浸透方法に関する提案シートまとめ

昨年の重要な決定事項に関して、住民投票を実施しなかったのだから、今後住民投票が実施されるとは思えないが？

しかし、投票権を与えている16歳以上に対しては、高校生1年の時に授業の一環として「小諸市自治基本条例」を学んでもらったらどうですか？

市役所の代表者と市会議員の代表者が、毎年学校に出向き条例の解説を全対象者に実施してから、質問や意見を聞けば良いと思います。

各高校の授業で取り上げていただいて、少しでも高校生に関心を持ってもらえれば良いのではないのでしょうか。

例題で示された、意見交換会やワークショップについては、小商での実践を見させてもらったが、定期的を開催することは非常に良いことだと思う。

①市外の高校に通学している学生も参加できる方法を考える必要がある。

②中学生を対象にした開催も必要ではないか。

③実のある会にするためには、学生向きに編集された情報が定期的に提供されていることが必要ではないか。(季刊・広報こもろ学生版のような)

④提案された関心の高い事項については、市民に公開し、一緒に考えることも大切ではないか。

市役所や議会が身近に感じられるように、議会傍聴、学生による模擬議会、自治体の職場体験などを企画してはどうか。

文化祭のイベントでその時々々の時事問題などをテーマに住民投票を取り入れてもらい市が手伝う。

二十歳未満の皆さんへ周知・浸透を図っていくうえでの考え方、方法等のご意見

行政・議会は率先して実際の活動の中でしっかりと意識し行動すべきである。「このことは自治基本条例に照らして・・・こうである」あるいは「・・・こうであるので」と丁寧に市民に伝える努力をしながら施策等の推進・活動等をしていくべきであると思います。

20歳以上の市民でさえ無関心の自治基本条例なので、地域の中そして家庭の中から自治基本条例についての話題があり、その上で、パンフレットやワークショップ等を開催したら良いと考えます。

本討議会（希望者）から部会をつくり、市職員も一緒に（必要があればメンバーを追加して）検討。パンフレット等の作成やその後の展開を考えてはどうか。

②も同じ。部会の中で、検討から実際の動きまで。

これは討議会が終了するのを待つまでもなく、すぐにでも始められる。始められることは、すぐにでも動き出したほうが良い。

②市民の皆さんへの周知・浸透方法について

条例解説書、パンフレットの配布や広報こもろへの掲載等のご意見
市に転入・婚姻届の際に、自治基本条例の関連した条文をアンダーラインまたは朱書き・色分けなどで強調した解説パンフレットを配布する。
成人式のとき成人式のやり方について文書が届くが、その中に自治基本条例パンフレットを配布する。
市民の権利・義務を簡単に紹介するパンフレットをつくり、その中で自治基本条例のかかわりを組み込む。
来年度見直し決定した条例と解説パンフレットを、全家庭に配布して浸透を図る。
現状の市民感情をみると、「自治基本条例が無くても市政や生活に支障がない」という認識であると思います。 今、一番大切なことは、自治基本条例が市民生活にとって、最も大切な規範である事を理解して貰うことにあります。 そのためには、具体的事例を記載した解説パンフレットを作成し、各戸に配布すると共に、各区へ出向ききめ細かな説明会を開くことが必要と思います。 それでも全市民に周知することは難しいと思いますので、「広報こもろ」などで、事ある毎に「自治基本条例〇〇条に基づき、〇〇を改善しました」等の記事を載せ、「身近なものである」という意識付けが大切と思います。 ここで重要なのは、市の執行機関や市議会が、自治基本条例の重要性をしっかりと認識し、共有することが前提であるということです。
パンフレット配布は無駄と思います。 自治基本条例と言う活字を見ただけで、読む気がしないという意見がありました。
「広報こもろ」の1ページを使って、各区の「協働の地域づくり」の実践等を掲載するコーナーを作って、取材と記事は地区担当職員が当たるなどしてはどうか。
自治基本条例が市民生活に密接に関わっている事例を広報などで連載していく。

説明会や出前講座の開催等のご意見

条例の解説・・・逐条解説ではなくて、一番肝心なところだけ、説明する機会をつくるのが良い。区に加入することについての出前講座、「協働」という漠然としたことばではなくて、お年寄りの見守りの連携について、どう協力体制をつくるか、というような具体的な話し合いの方が聞きやすいし、理解しやすい。

全文は知らなくても構わない。項目を少なく、具体的な事柄を話すことで、お互いに理解を深め、市に対して要望や意見も出るのではないかと。

「周知」などという難しい言葉を、少なくとも話し合いの中では使わないこと。「知ってもらう」「お知らせする」「詳しく伝える」など普通のことばで話してください。

自治に携わっている各区の区長や役員を対象に、出前講座を実施する。毎年実施していけば、約10年位で多くの家庭に浸透するのでは無いかと思えます。

各区に密接に関係している議員さん、区長さんは、まず条例をいち早く理解していただき、区民の会議等折々に説明等をしていただきたいと思います。

例題で示された、わかりやすい解説パンフレット、出前講座、取組みの紹介、どれも必要なことだと思う。

①「わかりやすい」とは読みやすい（職員の腕の見せどころ）、理解しやすい（行政用語の説明、具体的事例を示しての説明など）ということだと思う。

②「出前講座」については、区担当職員が「自治基本条例」をしっかり身につけ、各区に出向き説明と懇談を行い、職員と市民が共に理解を深めることが良いのではないかと。

区長会とも相談して、どこの区でも任期中に1回は実施する方向で進めてはどうか。

出前講座を開催しても、参加者が役員くらいになってしまうので、広く市民に浸透させることはできないと思えます。

1. 区長さんを通して、集まりの席で「自治基本条例とは」についての話、説明を根気よくやっていく。
2. 市民活動団体をお願いすることも良いと思う。（パンフレットなどを使って）
3. 少しずつやっついていかないと、費用ばかり多くなって効果が得られない。

夏祭り・公民館祭りなどのときに、簡単なお芝居を披露する。出演者はゆるキャラ・アニメのキャラなどで市民がとっつき易いものを考える。

市が開催する集まりがあるとき各担当が簡単に紹介できるコメント集を用意しておき、集まりに応じて自治基本条例を紹介する。

市民の皆さんへ周知・浸透を図っていくうえでの考え方、その他の方法等のご意見

1. 限定する手段は無い。

討議して出てきた提案の数々の中から状況に応じ、良いと思われる方法を適宜試みる。

反応を踏まえ、次の手を考える。あきらめること無く継続することが肝要である。

2. 各執行機関、各種団体は、市民に触れる機会が多く、牽引する能力を持っているので、認識を新たに行動すれば、市民への浸透を図る要因となる。

執行機関、団体の意識改革と積極的な参加を促す方策を考える。

市の執行機関・市議会議員などが率先して理解しなくてはならないから、順次勉強会を開催し周知徹底する。

市役所ホール、市議会会議場、行政委員会、公民館の壁面など公共施設に自治基本条例を掲示する。

市民活動団体への方法は？

自治基本条例と各条例の体系整備を至急行い、見える化を促進する。